

比較説明・推奨販売方針

当社は、以下のとおり比較説明・推奨販売方針を定め、これに基づき適正に保険募集を行います。

【当社の比較説明・推奨販売ルール】

1. 比較説明を行う場合

当社は、比較説明を行う場合、比較する商品について、その全体像や特性について正確にお客さまに示すなど、お客さまが保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を丁寧に説明します。

2. 推奨販売を行う場合

《当社が取り扱う損害保険会社》

三井住友海上火災保険

《当社が取り扱う生命保険会社》

三井住友海上あいおい生命

三井住友海上プライマリー生命

メットライフ生命

1. 第一分野商品（生命保険）の販売にあたっては、最も事務に精通している「三井住友海上あいおい生命」の商品を提案する経営方針です。資産形成商品の販売にあたっては、「三井住友海上プライマリー生命」「メットライフ生命」の商品を提案する経営方針です。

2. 第三分野商品の販売にあたっては、主に疾病・がん・介護等を対象とする商品については、上記1と同様の理由により「三井住友海上あいおい生命」の商品を提案する経営方針です。

なお、お客さまの求めにより、他の取扱商品との比較説明や他の推奨基準・理由による販売を行う場合は、法令等に則り、適切に説明・販売します。

3. お客さまの誤認防止

当社は、当社が「保険会社とお客さまとの間で中立である」とお客さまに誤解されないように「公平・中立」との表示・説明は行いません。

4. 権限明示

当社は損害保険および生命保険の代理店であり、損害保険契約の締結を代理および生命保険契約の締結の媒介をいたします。損害保険契約の告知受領権を有していますが、生命保険契約の告知受領権を有していません。生命保険募集人に口頭でお話しされただけでは告知をいただいたことにはなりませんのでご注意ください。

以上